

第17回南幌町農業委員会総会議事録

令和6年9月27日（金）午前9時00分より、役場庁議室において第17回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 買入協議の要請について
- 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 現況証明願いについて

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
農地係主査 森川 真由美

議長 これより、第 17 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 12 名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。5 番 久保 委員、6 番 野呂田 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 17 回南幌町農業委員会総会は、
9 月 27 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 17 回南幌町農業委員会総会
は、9 月 27 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 6 年 8 月 29 日、第 16 回農業委員会総会を開催した。

9 月 10 日、農業委員会作況調査を実施し、関係委員
出席した。

9 月 24 日、令和 6 年第 3 回議会定例会に会長出席し
た。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和6年9月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 225㎡他計25筆ございまして、547, 284㎡となります。届出をした日は、令和6年8月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇〇）の死亡による相続となっております。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議 長 日程第5 議案第1号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 買入協議の要請について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和6年9月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、1件でございます。

買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で44,469㎡他計2筆ございまして、89,604㎡となります。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第6** 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。

令和6年9月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第2号について説明いたします。農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でございます。農業用施設を建設するための転用となっております。

転用事業計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で519.20㎡他計3筆ございまして、1,737.20㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、農業用倉庫を建設する計画を立てましたが、既存の宅地内には建設する余地がなく、農用地区域外は、都市計画上の用途地域に指定されており、農業用倉庫を建設するには困難なため、当地を選定したとなっております。

事業計画につきましては、農業用倉庫1棟226.80㎡、エプロン3棟37.44㎡、農業用資材置場1棟414.40㎡、通路1棟29.00㎡、作業通路1棟285.50㎡、雪堆積スペース1棟746.06㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料1の農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1をご覧ください。

転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は格納庫の建設、工事計画の着工は令和6年10月初日、完了は令和6年12月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で1,737.20㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合が良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第7** 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和6年9月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で519.20㎡他計3筆ございまして、1,737.20㎡となります。

申請理由は、既存の施設では手狭になったため、農業用倉庫を

建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存施設と農道に囲まれた狭い農地で、耕作への支障が少なく利用上の都合が良いので農業用倉庫を建設するものです。

続きまして、資料2の農地法第4条調査書について説明いたします。資料2をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、農業用倉庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

2番 議長2番

議長 2番 南 委員

2番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在の宅地内に農業用倉庫を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われ。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和6年9月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、利用権の設定が8件でございます。

利用権の設定 整理番号6の9の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で7, 557㎡他計3筆ございまして、41, 003㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年7月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の9の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

田で19, 479㎡他計2筆ございまして、33, 889㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年7月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の9の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

田で34, 332㎡他計4筆ございまして、62, 643㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年9月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の9の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21, 415㎡他計2筆ございまして、27, 427㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年9月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の9の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で23, 293㎡他計5筆ございまして、45, 351㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年9月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の9の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で29, 808㎡他計2筆ございまして、45, 295㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年9月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の9の7の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町2858番、

田で12, 154㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年9

月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の9の8の借り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇ー〇号、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、畑で11, 884㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年9月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第9** 議案第5号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 現況証明願いについて。

農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。

令和6年9月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。現況証明願いにつきましては4件でございます。

1件目の願出者は、江別市〇〇〇町〇番地の〇-〇〇〇号、
〇〇 〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番〇、公簿地
目は畑、現況は農地以外、利用状況は雑種地、面積は849㎡。
土地の所有者は、〇〇 〇〇他〇名です。

2件目の願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇
〇、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は、
空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は宅地、現況は農地、利
用状況は畑、面積は3,228.21㎡。土地の所有者は、〇〇
〇〇他〇名です。

3件目の願出者は、札幌市〇〇区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇号、
〇〇 〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地
目は畑、現況は農地以外、利用状況は雑種地、面積は1,482
㎡。土地の所有者は、〇〇 〇です。

4件目の願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇
〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は
畑、現況は農地以外、利用状況は宅地、面積は586㎡。空知郡
南幌町〇〇〇〇番の〇〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用
状況は雑種地、面積は2,453㎡。空知郡南幌町〇〇〇〇番の
〇〇、公簿地目は山林、現況は農地以外、利用状況は雑種地、面
積は166㎡。土地の所有者は、〇〇 〇〇です。

いずれも、証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためで
す。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員
の代表より、現地の状況について説明願います。

8 番 議長 8 番

議 長 8 番 山 田 委 員

8 番 願 い 出 の あ っ た 件 に つ き ま し て 、 私 と 青 木 委 員 、 背 尾 委 員 の 3 名 で 事 務 局 の 説 明 に よ り 現 地 の 確 認 を い た し ま し た 。

1 件 目 、 3 件 目 及 び 4 件 目 に つ い て は 、 現 状 で は 雑 種 地 及 び 宅 地 と し て 利 用 し て お り 、 今 後 、 畑 と し て 利 用 す る に は 困 難 な 状 況 で す 。 2 件 目 に つ き ま し て は 、 現 状 で は 畑 と し て 利 用 し て お り 、 今 後 宅 地 と し て 利 用 す る に は 困 難 な 状 況 で す 。

い ず れ も 申 請 の と お り で あ る と 確 認 い た し ま し た 。 以 上 で す 。

議 長 あ り が と う ご ざ い ま す 。 事 務 局 の 説 明 及 び 委 員 か ら の 説 明 が 終 わ り ま し た の で 、 こ れ よ り 質 疑 を 行 い ま す 。

(な し の 声)

議 長 質 疑 が ご ざ い ま せ ん の で 、 こ れ よ り 採 決 を 行 い ま す 。

お 諮 り い た し ま す 。 議 案 第 5 号 現 況 証 明 願 い に つ い て は 願 い 出 の と お り 証 明 す る こ と に ご 異 議 あ り ま せ ん か 。

(異 議 な し の 声)

議 長 ご 異 議 な し と 認 め ま す 。 よ っ て 本 案 は 願 い 出 の と お り 証 明 す る こ と に 決 し ま し た 。

議 長 以 上 で 本 総 会 に 提 案 さ れ ま し た 全 て の 議 案 審 議 が 終 了 い た し ま し た 。

第 17 回 南 幌 町 農 業 委 員 会 総 会 は 、 只 今 を 以 っ て 閉 会 い た し た い と 思 い ま す が ご 異 議 あ り ま せ ん か 。

(異 議 な し の 声)

議 長 ご 異 議 な し と 認 め ま す 。 よ っ て 第 17 回 南 幌 町 農 業 委 員 会 総 会

は只今を以って閉会といたします。

(午前 9時25分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

5 番

6 番